

# あわぎんの 地銀協3大疾病保障付 住宅ローン

(3大疾病保障特約付 団体信用生命保険)

万が一への備えに3大疾病(がん、脳卒中、急性心筋こうそく)への備えを加えて、お客さまに住宅ローンご返済の安心をお届けします!

**死亡** または **所定の高度障害状態** に該当したら **住宅ローン残高が 0円**

## 3大疾病

**が ん** と診断確定されたら **住宅ローン残高が 0円**

**脳 卒 中** で 所定の手術を受けた、または  
所定の状態が60日以上継続したら  
**急性心筋こうそく** **住宅ローン残高が 0円**

※夫婦、親子等による連帯債務の場合は、住宅ローン残高が残る場合があります。

### ◎ご利用いただける方

新規で阿波銀行の住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上満51歳未満、最終ご返済時の年齢が満76歳未満の方。

※ただし、ご契約いただいた住宅ローンによっては条件が異なる場合がございます。

### ◎上乗せ金利と保険のしくみ

○阿波銀行が保険料を負担しますので、お客さまのご負担はございません。

※ただし、3大疾病保障付での**ローン金利は年0.2%上乗せとなります。**

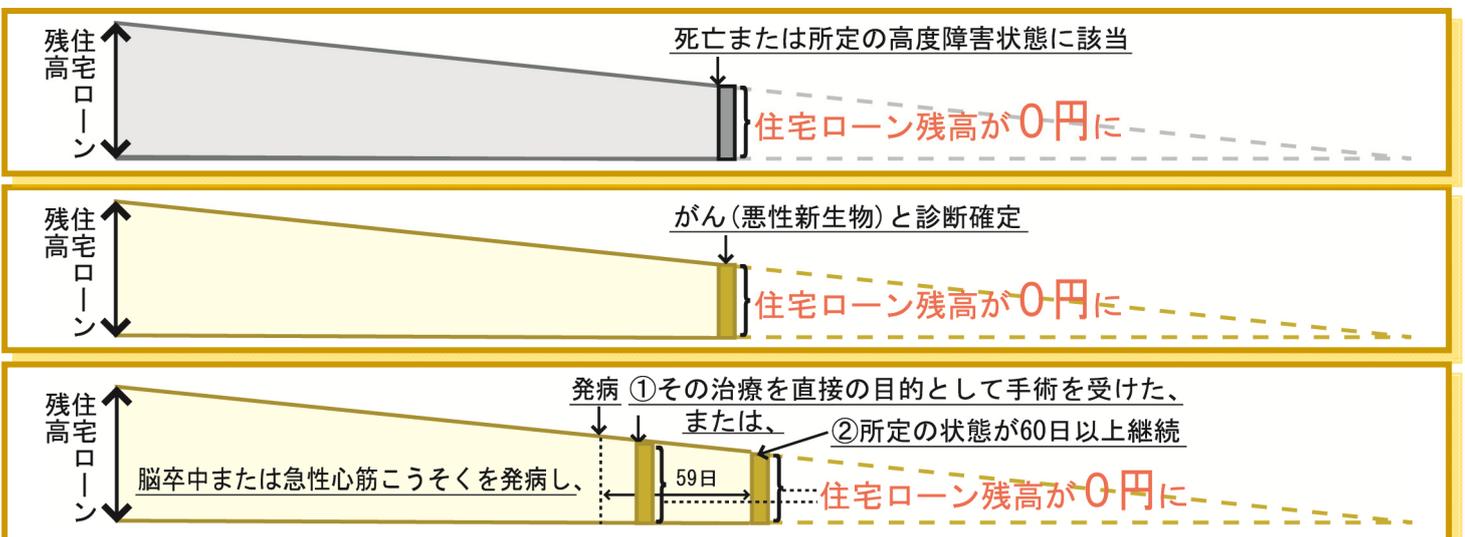
○所定のお支払い事由に該当された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として保険会社から当銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。(この場合も、利息の一部等をご負担いただく場合があります)

○住宅ローンのお申し込みの際に、原則告知のみで加入申込いただけます。(保険金額が5,000万円を超える場合は、所定の専用診断書の提出が必要になります。また、告知いただいた内容によっては、保険会社をご加入をお断りする場合があります。)

### ◎お支払い事由(3大疾病)

が ん (悪性新生物)	保障開始日から90日を経過した翌日以降に、所定の悪性新生物(上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは除く)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合。
脳 卒 中 急性心筋こうそく	保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそく、所定の脳卒中を発病し、 ①その治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき、 または ②その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上所定の状態(詳しくは裏面をご覧ください)が継続したと医師に診断されたとき。

### <お支払いイメージ>



※お支払事由の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

一般社団法人全国地方銀行協会 3 大疾病保障特約付団信制度の概要									
特 徴	3 大疾病保障特約付団信制度は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行（以下、銀行といいますが）を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当するしくみの団体保険です。								
お支払い事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき。							
	高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき。							
	3 大疾病 保 険 金	悪性新生物	保険期間中に所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき ※所定の悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。						
		脳 卒 中	次のいずれかの状態に該当されたとき 保障開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、 ①その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき 【平成 27 年 10 月 1 日以降に受けた手術が対象】 または ②その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき						
	急性心筋 こうそく	次のいずれかの状態に該当されたとき 保障開始日以後の疾病を原因として、所定の急性心筋こうそくを発病し、 ①その急性心筋こうそくの治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき 【平成 27 年 10 月 1 日以降に受けた手術が対象】 または ②その急性心筋こうそくにより初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、所定の状態が継続したと医師により診断されたとき							
保 険 金 額 等	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逡減）します。被保険者一人あたりの限度額は、他の会員銀行からの借入も含めて、「地銀協 3 大疾病保障特約付団信制度」、「地銀協住宅ローン団信制度」および「地銀協ライフサポート団体信用生命保険制度」を通算して 1 億円となります。								
保 険 金 が 支 払 わ れ な い 場 合  (被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>解除・免責等により保険金をお支払いできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死 亡 保 険 金</td> <td>(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (5)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>高 度 障 害 保 険 金</td> <td>(6)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (7)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき (8)保障開始日より前に発生した障害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td>3 大 疾 病 保 険 金</td> <td>(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (4)保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (5)保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (6)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき (7)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合	死 亡 保 険 金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (5)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき	高 度 障 害 保 険 金	(6)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (7)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき (8)保障開始日より前に発生した障害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき	3 大 疾 病 保 険 金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (4)保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (5)保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (6)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき (7)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき
名 称	解除・免責等により保険金をお支払いできない場合								
死 亡 保 険 金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日から 1 年以内に自殺されたとき (4)戦争・その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき (5)被保険者の故意により高度障害状態になられたとき								
高 度 障 害 保 険 金	(6)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態になられたとき (7)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき (8)保障開始日より前に発生した障害または疾病を原因として高度障害状態になられたとき								
3 大 疾 病 保 険 金	(1)「申込書兼告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって「申込書兼告知書」で事実を告知されなかったか、または事実と異なることを告知され「告知義務違反」として解除されたとき (2)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 (3)保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (4)保障開始日からその日を含めて 90 日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (5)保障開始日からその日を含めて 90 日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (6)反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、契約が解除されたとき (7)保障開始日より前に発生した傷害または疾病を原因として急性心筋こうそく・脳卒中になられたとき								
保 障 開 始 日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日								
こ の 契 約 か ら の 脱 退	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。 ○融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき      ○融資について期限の利益を失ったとき ○保険金のお支払事由に該当したとき      ○被保険者の年齢が満 76 歳に達したとき								
告 知 に 関 す る 事 項	・この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・この書面による告知は、生命保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日（記入日）現在の健康状態、身体の障害状態などについて、この「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますのでご了承願います。								
保 険 正 式 名 称	3 大 疾 病 保 障 特 約 付 団 体 信 用 生 命 保 険								
引 受 保 険 会 社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)								

・上記「一般社団法人全国地方銀行協会 3 大疾病保障特約付団信制度の概要」は、地銀協 3 大疾病特約付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。  
・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「3 大疾病保障特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」裏面の「3 大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。